

自然災害に対する 日本看護協会の取り組み



公益社団法人日本看護協会 会長
福井トシ子

医療や介護、地域の様々な場所で、新型コロナウイルス感染症と対峙する関係の皆様、心からの感謝と敬意を表します。また、看護職、医療従事者への温かい励ましに感謝いたします。

災害大国である日本では各地で様々な災害が発生しています。日本看護協会は、1995年の阪神・淡路大震災において看護ボランティアの派遣調整を行ったことを契機に系統的・組織的な災害時の看護職の活動方針を明確化しました。現在では、47都道府県看護協会とネットワークを構築し、主として災害支援ナースの派遣に取り組んでいます。

大規模災害時には、多くの被災者が家屋の損傷等により生活の基盤を失い、長期にわたる避難生活を余儀なくされます。特に、災害直急性期には厳しい避難環境の中で災害関連死等が生じることから、これらを予防するために重要となるのが看護の力です。一方、被災地では、自らも被災者である看護職が多く存在します。また、被災した医療機関から多くの患者が転院搬送される場合、受け入れを行う医療機関では看護職のマンパワー不足が生じます。このような状況において災害支援ナースは、看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の負担軽減に努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるよう、被災した医療機関・社会福祉施設、避難所（福祉避難所を含む）等において、適切な医療・看護を提供する役割を担います。

災害発生時には、都道府県看護協会に「災害支援ナース」として登録した看護職を日本看護協会または都道府県看護協会が派遣調整し、被災地に派遣します。被災地における災害支援ナースの活動時期は、災害発生後3日以降から1カ月間を目安としています。派遣期間は原則として移動時間を含めた3泊4日です。これは、災害支援ナースのほとんどが病院等で勤務していることから、本職の勤務に支障をきたさないようにすることと、災害支援ナースの健康維持に留意するためです。東日本大震災においては、延べ3,770名の災害支援ナースを派遣しました。

災害支援ナースは実務経験5年以上で、災害支援ナース養成のための研修を受講していることが条件です。また、発災時に実践力を発揮するためには、平時からの取り組みが重要です。看護協会では、災害支援ナースおよびその所属機関と連携して、災害支援ナースの派遣調整訓練を毎年実施しています。また、災害支援ナース育成のための教育内容を更新するとともに、研修を実施し、学会等を通じて災害支援ナースの活動や災害看護に対する理解の促進と普及に努めています。

自然災害を、人間の力で防ぐことはできません。災害が発生したときに、人々の生命と暮らしを守るために看護職に求められる役割や機能が発揮できるように、職能団体としてたゆみなく努力して参ります。